

## 「情報セキュリティ普及啓発のための映像制作業務」に関する Q&A

最終更新日 2017 年 11 月 29 日

独立行政法人情報処理推進機構

<b>【Q1】</b>	公募要領 P20,P25 の各仕様書の「8.業務期間及びスケジュール」の(2)「作業スケジュール」には、「映像ごとに映像シナリオ原稿、作成した映像データについて IPA 側の確認期間を 2 回以上設定すること」とあるが、IPA 側の確認期間は 1 回あたりどの程度必要か？
<b>【A1】</b>	確認する内容により多少の調整を行う可能性はありますが、4-5 営業日です。
<b>【Q2】</b>	提案書に示す業務従事者の情報はどの程度の内容を示せばよいか。
<b>【A2】</b>	公募要領 P28-P29 の「評価項目一覧」の「3.2 業務従事者の経験・能力」に記載されている各項目が関連する評価項目になりますので、提案書にはこれらが評価できる内容を示して下さい。
<b>【Q3】</b>	一部の業務(カメラマンや音声担当等)をパートナー企業が行う場合、提案書に記載する実施体制にはその役割の担当者名前と共にその企業名も記載すればよいか。
<b>【A3】</b>	そのようにお願いします。
<b>【Q4】</b>	制作する映像のダイジェスト版の用途は何か。
<b>【A4】</b>	主に IPA が出展する展示会などで制作した映像をコンパクトに紹介する際に使用します。